

○法人事業税の税率表

区分	法人の種類	所得等の区分	平成26年10月1日以後に開始する事業年度分	平成27年4月1日以後に開始する事業年度分	平成28年4月1日以後に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	令和2年4月1日以後に開始する事業年度分	令和4年4月1日以後に開始する事業年度分			
① 所得金額課税法人 (②及び③以外の法人)	普通法人、公益法人、人格のない社団等	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%			
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%	5.1%	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%			
		所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	6.7%	6.7%	7%	7%	7%			
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得	6.7%	6.7%	6.7%	7%	7%	7%			
	特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%			
		所得のうち年400万円を超える金額	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%			
② 収入金額課税法人	ア 電気供給業（発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業※1に限る。）を行う法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	収入割	収入金額	0.9%	0.9%	0.9%	1%	0.75%	0.75%	
		イ 上記以外の電気供給業・ガス供給業※2※3（一般ガス導管事業・特定ガス導管事業に限る。）及び保険業を行う法人	付加価値割	付加価値額	-	-	-	-	-	0.37%	0.37%
			資本割	資本金等の額	-	-	-	-	-	0.15%	0.15%
			上記以外の法人	収入割	収入金額	0.9%	0.9%	0.9%	1%	0.75%	0.75%
		所得割	所得	-	-	-	-	-	1.85%	1.85%	
	ウ ガス供給業※2※3（特定ガス供給事業に限る。）を行う法人	収入割	収入金額	0.9%	0.9%	0.9%	1%	1%	0.48%		
		付加価値割	付加価値額	-	-	-	-	-	0.77%		
		資本割	資本金等の額	-	-	-	-	-	0.32%		
	③ 外形標準課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (一般社団・財団法人等を除く)	所得割	所得のうち年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	0.4%	1%	
				所得のうち年400万円を超え800万円以下の所得	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	0.7%		
				所得のうち年800万円を超える所得	4.3%	3.1%	0.7%	1%	1%		
			3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得	4.3%	3.1%	0.7%	1%	1%			
付加価値割		付加価値額	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%			
資本割		資本金等の額	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%			

●平成27年4月1日以後に開始する事業年度の資本割については、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は当該合計額が課税標準となっています。

※1 電気供給業のうち特定卸供給事業を行う法人については令和4年3月31日以前に終了する事業年度までは②イの税率、令和4年4月1日以後に終了する事業年度からは②アの税率が適用されます

※2 ガス供給業のうち一般ガス導管事業・特定ガス導管事業・特定ガス供給事業以外の事業を行う法人(ガス中小事業者を除く。)については令和4年3月31日以前に開始する事業年度までは②イの税率、令和4年4月1日以後に開始する事業年度からは資本金の額又は出資金の額の区分に応じ①又は③の税率が適用されます。

※3 ガス供給業のうち一般ガス導管事業・特定ガス導管事業・特定ガス供給事業以外の事業を行う法人(ガス中小事業者に限る。)については平成30年3月31日以前に開始する事業年度までは②イの税率、平成30年4月1日以後に開始する事業年度からは資本金の額又は出資金の額の区分に応じ①又は③の税率が適用されています。